

旧統一教会への解散命令請求について : 京・江戸・博多、そして巴里 : 22

南野, 森
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7236802>

出版情報 : 福音宣教. 77 (11), pp.2-3, 2023-12-01. Oriens Institute for Religious
バージョン :
権利関係 :





2023年10月12日、旧統一教会への解散命令を東京地裁に請求することを発表する盛山正仁文部科学大臣。昨年夏以来、この問題を担当してきた永岡桂子大臣から1カ月前に職務を引き継いだばかりであった。



京・江戸・博多、そして巴里

南野 森●憲法学者

22 旧統一教会への解散命令請求について

10月13日、文部科学省は、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）に対し解散命令を出すよう東京地裁に請求した。昨年7月の安倍晋三元首相の銃撃以降、この教団の多くの問題が改めて世論の関心を集め、メディアでも国会でも、実にさまざまな議論が展開されてきた。本誌の昨年10月号には、問題は「政治と宗教」ではなく「政治と統一教会」であることを強調する拙稿も掲載された。ここでは、教団が「靈感商法や合同結婚式、正体を隠した勧誘や洗脳、そして法外な『献金』や家庭崩壊などがかねてより問題となっており、そのことが裁判で繰り返し認定されてきた特異な団体である」ことや、宗教法人法上の解散命令は宗教法人格を失わせるだけで、税制の優遇措置が奪われることにはなるものの、法人格のない宗教団体としての存続や活動には何ら法的な制約が及ぶものではないため、信教の自由を直接侵害することにはならない、ということも指摘しておいた。

それから1年が過ぎた本年10月12日、文部科学大臣の諮問機関である宗教法人審議会が開催され、旧統一教会への解散命令を裁判所に請求することにつき、全会一致での賛同が得られたという。その後記者会見を行った盛山正仁大臣は、5頁強の資料を記者に配布し、請求の判断に至った経緯や理由を説明した。

それによると、昨年11月以降、文化庁では、宗教法人法78条の2に基づき7回にわたり旧統一教会に対する報告徴収・質問権行使したほか、170人を超える全国の被害者からの聞き取りを行ってきたという。そして、他の資料をも精査した結果、同法81条1項1号（「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに

認められる行為をしたこと」）及び2号前段（同法「2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」）の解散命令事由に該当すると判断したそうである。1号のみならず2号前段にも該当するとの判断は、注目に値する。

1号については、昨年来、「法令に違反して」の「法令」に刑法のみならず民法も含まれるのが1つの争点であった。過去に解散命令が出たオウム真理教と明覚寺の場合は、殺人や詐欺といった刑法上の違法行為が存在していたが、旧統一教会にはそのような刑事事件の判決がないからである。しかし、もともと1号には「法令」とあるのみだし、これを「刑法等」と解釈した裁判例はオウム真理教と明覚寺の高裁・地裁決定しかなく最高裁は何も述べていないことから、刑法に限定する解釈が判例の立場であるとは言えないというのが私の理解であるが、この点は、これから東京地裁がどう判断するのか、注目しておきたい。

今後、裁判所の審理は非公開で進み、いつどのような判断が出されるのかは予想ができない。仮に地裁で解散命令が出ても、教団側は最高裁まで争うだろうから、その確定には数年かかるかもしれない。その間に、教団の財産保全を含め被害者への救済を適確に進める必要があることは既に理解が進んでおり、これから政治家との関係の精査とともに、国会で議論されるはずである。

と同時に、これを機に教団の問題に気付き、脱会しようとする善良な現役信徒たちの「救済」もまた重要である。この点こそ、キリスト者の出番であろう。教会も修道院も信徒も、備え、門を開いておきたいものである。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。